

広島県訓令
広島県議会議務局訓令
広島県選挙管理委員会訓令
広島県人事委員会訓令
広島県監査委員訓令
広島県監査委員訓令
広島県公営企業管理規程
広島県公営企業管理規程
広島県病院事業管理規程

本庁
地方機関
議会事務局
選挙管理委員会事務局
人事委員会事務局
監査委員事務局
労働委員会事務局
海区漁業調整委員会事務局
企業局本庁
企業局地方機関
病院事業局本庁
病院事業局病院

広島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年四月一日

広島県知事湯崎英彦
広島県議会議長林正夫
広島県選挙管理委員長橋本宗利
広島県人事委員会委員長加藤誠
広島県代表監査委員佐藤均
広島海区漁業調整委員会会長山本正直
広島県公営企業管理者沖田清治
広島県病院事業管理者大濱紘三

広島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

広島県訓令
広島県議会議務局訓令
広島県選挙管理委員会訓令
広島県人事委員会訓令
広島県監査委員訓令
広島海区漁業調整委員会訓令
広島県公営企業管理規程
広島県病院事業管理規程

広島県職員安全衛生管理規程（平成二十一年

広島県訓令
広島県議会議務局訓令
広島県選挙管理委員会訓令
広島県人事委員会訓令
広島県監査委員訓令
広島海区漁業調整委員会訓令
広島県公営企業管理規程
広島県病院事業管理規程

部を次のように改正する。

第二条第一項第二号アの表中「戦略企画チーム」を「経営企画チーム」に、「戦略企画チームの長」を「経営企画チームの長」に改める。

第十六条第一項中「戦略企画チーム」を「経営企画チーム」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。